

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 2 年 9 月 7 日付けにより行った児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

令和 2 年 6 月 3 日から、長男は、東京都〇〇区〇〇に私と同居していました。令和 2 年 1 1 月 3 0 日に長男（家財一式も）が連れ去られました。警察に通報し、安否確認したところ東京都〇〇区〇〇で発見された。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規

定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 8月30日	諮問
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）
令和3年11月30日	審議（第61回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

そして、同条4項によれば、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母・・・のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母・・・と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母・・・によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとされている。

- (2) 法7条1項によれば、児童手当の支給要件に該当する者は、手当を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとされており、法8条2項によれば、児童手

当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

- (3) 規則7条1項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (4) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成29年7月19日付府子本第586号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22条によれば、上記(3)の受給事由消滅届の提出がない場合においても、法4条4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合（同条2号）は、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるとされている。

- (5) なお、ガイドラインは、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言に当たるものであり、その内容も本件の適用に関して、合理的で妥当なもの認められる。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、令和2年7月30日に本件配偶者の転出先自治体から本件通知を収受しており、本件通知には、「受給者」欄に本件配偶者の氏名が、「受給者と同居している児童の氏名」欄に本件児童の氏名が、「配偶者」欄に請求人の氏名及び住所が記載され、「備考」欄に「開始月 令和2年7月分から」、「申請年月日 令和2年6月29日」及び「要件該当日 令和2年6月29日」とそれぞれ記載されていることが認められる。

そして、本件通知を受けたことから、処分庁は、上記1の法令等

の規定に基づき本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、本件は、上記（１・(4)）が規定するガイドライン２２条に基づき、職権による手当等の支給事由消滅の処理を行うことができるものとして挙げられている「法第４条第４項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合」に該当するものと認められる。

したがって、本件通知を受けた処分庁が、請求人については本件手当の支給事由が消滅したものと判断し、本件通知に基づき、支給事由が消滅した日を「令和２年６月２９日」として、職権で本件手当の支給事由消滅処分を行った（本件処分）ことは、上記１の法、規則及びガイドラインに基づいてなされた適法かつ妥当なものであると認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

３ 請求人は、上記第３のことから、本件処分は違法、不当である旨主張する。

しかし、本件審査請求において、請求人のかかる主張を根拠づける証拠は提出されておらず、また、本件通知により、本件配偶者が本件児童に係る手当の支給要件に該当する者と認定されている以上、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹